

住宅用語集

建築學會編

5
4
3
2
1
0
40
6
7
8
9

始



967
252

住 宅 用 語 集

(建築雑誌昭和18年2月號抜刷)

建 築 學 會

967
252

製本控	西 252 號	年 月 日
書名	住宅用語集	()
著者	建築學會住宅委員會編	
著入備考	年 月 日	/

527.03
E41 住 用 語

1

本委員會に於ては住宅關係用語の區々たる現状に鑑み之が統一を圖ることの必要を認め一昨16年6月本委員會内に用語専門委員會を設置した。爾來同専門委員會に於ては38回の會議を重ね原案の作成を了したるを以て今回本委員會の審議可決を経て茲に成案を發表する次第である。

本用語に關しては今後凡く普及せしむることを望むものなるに付關係方面に對し特に御協力を御願する次第である。

昭和18年2月1日

建築學會住宅委員會

關係 委員 (●印は本委員中) の用語専門委員)

委員長 佐野利器	高山英華(出征中)
幹事 熊谷兼雄	伊部貞吉 石原憲治
委員 伊藤憲太郎	市浦健 内田祥三
諫早信夫(出征中)	小熊喜邦 大村巳代治
小野二郎	小島榮吉 小林政一
北澤五郎	今和次郎 佐々木義夫
小林隆徳	櫻井良雄 鳥田藤 中澤誠一郎
櫻井良雄	中村寛 中山元晴 長谷川英三
中村寛	平山嵩 福田重義
●副主査 早川文夫	森田茂介 山田守 ●主査 吉田安三郎
森田茂介	青山義武 大河原春雄 龜井幸次郎
●専門委員 青山義武	小池新二 小宮賢一 幸島體吉
(用語専門委員のみ掲ぐ)	關野克 西山郊三 福井精一
(元)鈴木和夫	(元)藤野啓一



本圖書所

まへがき

住宅問題を中心とし之に關聯する建築・住生活・都市計畫・社會經濟上の用語中特に概念の明確ならざるもの、類語の多きもの、特殊の専門的意義を有するもの及普通に行はれる譯語・新語・古語等にして用法の混亂せるもの等を主たる對象として蒐集し、その意義を明確ならしめ、以て將來の用法に基準を與へることを期した。

記述に當つては用語自身は勿論、その説明に於ても出來得る限り難解なる漢語を避け、平易なる言葉とする事に努めた。又從來の慣用ある言葉は成るべく之を尊重し、特別の必要ある場合のほか新造語を避ける事とした。

尙使用上の便宜のため末尾に索引を附した。

凡　　例

- 用語は大體 I 建築・II 住生活・III 都市計畫・IV 社會經濟の 4 部門に分ち、各部門中に於ては關係用語を連ねる方針で配列し、通し番號を附した。索引に於ける番號は此の通し番號を示す。
- 外國語は普通に行はれるものゝみを掲げたが、用語の次にすぐ外國語を記載せるものはその用語が譯語としてとりあげられた事を示す。之に反して説明文の終りに外國語を附したのは、單に同義の外國語を参考に示したものである。尙(獨)(英)等の略號は夫々ドイツ語・イギリス語を示す。
- 説明文中の記號は次の通りである。

* 別の箇所に用語として採錄することを示す記號。

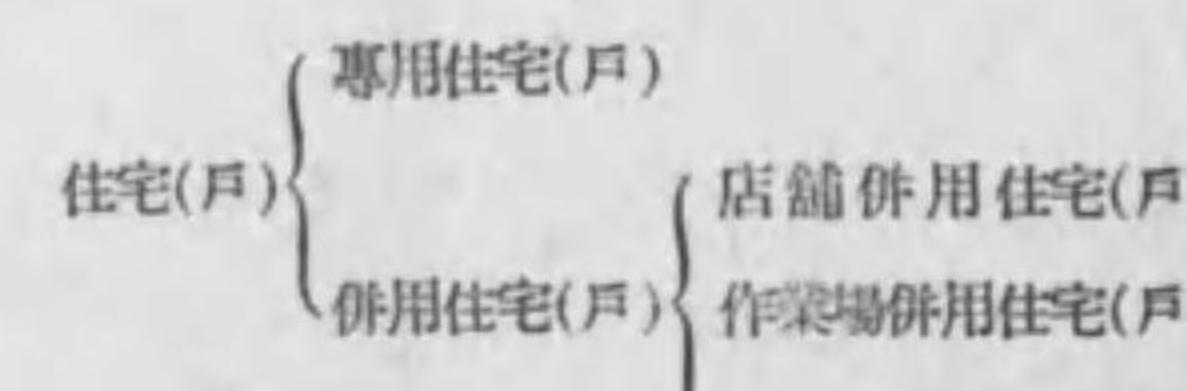
住居施設 太字で示せるは見出語として採錄せざるも、重要語なるを以て索引に掲載せるもの。

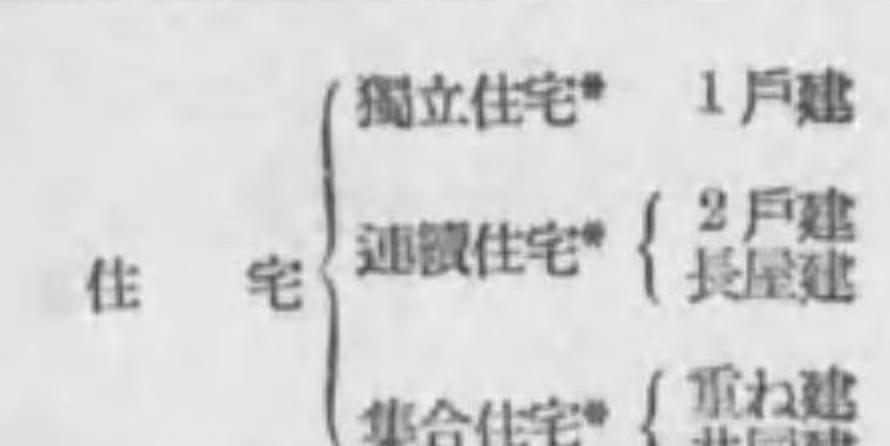
→ 参照すべき項目を示す記號。

967
252

住　宅　用　語　集

番號	用　語	説	明
I. 1	住　居	人の住む所。すまひ。 住居施設は通常住宅*・敷地及附隨施設より成る。附隨施設とは擁壁・草木・池泉の如きものをいふ。	フクシキ・カツバ 住居施設 敷　　地 附隨施設
2	住　宅	住居といふ語は各種の法律に用ひられるがその意味は必ずしも一定してゐない。衆議院議員選舉法第 12 條や陪審法第 12 條に謂ふ住居は、民法第 21 條に謂ふ住所と同じく生活の本據を意味すると解すべきであるが、市制第 7 條や町村制第 7 條に謂ふ住居は専ら人の起居すべきものと認められる有形的設備を意味するものと解すべく、刑法第 130 條(住居侵入罪)に謂ふ住居は人が一定の區域を自己の區域として占居する場所の意味と解すべきである。	フクシキ 住居
3	住　家	人の居住の用に供する建築物(→住居)。 住宅は通常住家・附屬家及附屬設備(→附帶設備)より成る。 住家とは居住室* を有する家屋* を謂ひ、附屬家とは蔽・位置・納屋等住家に附屬する家屋にして居住室を有せざるものと謂ふ。	フクシキ 住　　家 附　屬　家 附　屬　設　備

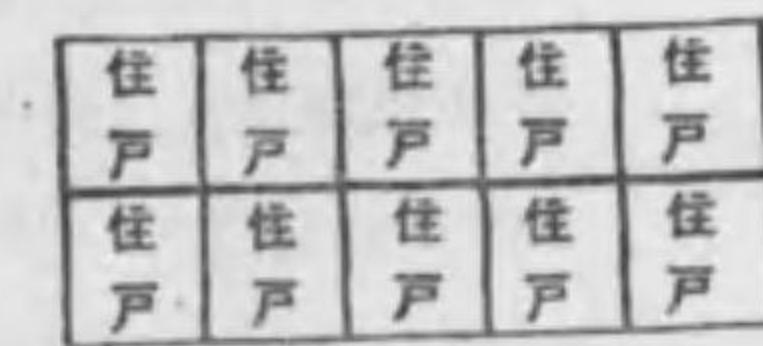
番号	用語	説明
4	戸	元來家* を意味する言葉であるが、主として住戸* を指す。又家を數へる単位の名稱である。 戸の構成員を戸口と呼び一家の主を戸主とする。戸口は戸内の人數を指しその大小により古來大戸・中戸・小戸、或は上戸・中戸・下戸の名稱あり。一面に於て住家の規模の大小を現す言葉に轉用されてゐる。
5	住 戸	主として1世帯の居住のために独立的に區劃せられたる家屋* の部分を謂ふ。 独立住宅* では住家(→住宅)と住戸とは一致し、連續住宅* 及集合住宅* では住家内の一區劃が住戸である。住戸を規模によつて大小に分つ場合、床面積 60m ² (18坪) 未満を小住戸、60m ² 以上 120m ² (36坪) 未満を中住戸、120m ² 以上を大住戸といふ。 共同住宅* に於て1室より成る住戸を特に住室といふ。 下宿屋* の貸間は独立的に區劃せられてゐないから、その各々を住戸と區別して準住戸と稱する。 地方稅法第64條は市町村内に1戸を構ふる個人又は1戸を構へざるも独立の生計を營む個人に對して市町村稅を課する旨を規定してゐる。此處に戸* とは世帯と同義であつて、家事經濟の全部又は一部を營む場所を謂ふ。
6	併用住宅	店舗又は作業場等の附屬せる住宅。 之に對し専ら居住の用に供せられる住宅を専用住宅と云ふ。住戸の場合も同様に専用住戸・併用住戸に區別することが出来る。 専用住宅(戸) 住宅(戸) 
7	建方別	住戸の配列方式による住宅の區別。 住宅を建方別により分類すれば次の如くなる。

番号	用語	説明
		独立住宅* 1戸建 住宅 
8	獨立住宅	住戸1より成る住宅。1戸建住宅ともいふ。
9	連續住宅	住戸2以上が平面的に連續し主として壁のみを共有する住宅。 3戸建以上のものを特に2戸建と區別して長屋建と呼ぶ。 長屋建の連續住宅を長屋と略稱する。普通の長屋に於ける兩端の住戸を端住戸といひ、其の他の住戸を中間住戸といふ。
10	集合住宅	住戸2以上が集合せる住宅にして、連續住宅に非ざるもの。此の形式に於ては各戸に専用の敷地を取り難い。 集合住宅は共同建と重ね建とに分けられる。共同建とは廣間・階段・廊下等を共用する形式で、所謂アパートは之に屬し、重ね建は共同建に比し共同部分が少く、主として床及壁のみを共有する形式である。(俗に「立體4戸建」「文化長屋」等と呼ばれるものは重ね建に屬するが適當な用語ではない。)
11	共同住宅	共同建* の集合住宅*。所謂アパート。 廣間、階段等を共用する廣間式共同住宅と、廊下を共有し各戸が並列する廊下式共同住宅とに區別される。
12	建 築	一般には建物* と略々同義に用ひられる。(→建物) 家屋稅法で家屋稅賦課の對象として「家屋」と謂ふは住家の外、店舗・工場・倉庫・其の他の建物を包含し、民法の「建物」(民法第208條・第209條・第225條)と大體同義である(家屋稅法第2條)。 尙家作とは家の作り様、家の作り方から轉じて作られた家を意味す。江戸時代の慣用語。因みに所謂「家作持」とは自家或は

番號	用語	説	明
13	建物	<p>貸家等不動産を有するを指していふ言葉である。</p> <p>土地に定着して建設せられ、屋蓋を有し、居住・作業・貯蔵等の用に供せられるもの。</p> <p>法律上は独立した不動産で、土地と離れて賣買・抵當権設定及其の登記等を爲す事が出来る。建物の範囲は技術の進歩・取引概念の推移に従ひ次第に擴張され地下街・ガード下の建物等も認められて來た。</p> <p>工作物—建造物(又は建設物)—建築物—建物—家屋—住家 上記一聯の語は上記の順序に従つて其の意味が狭くなる。即ち工作物*とは人工的に土地に築造した物を殆んど全部含んでゐる(例へばトンネル等も工作物の中に含まれる)。建造物又は建設物とは地上に築造された工作物を謂ふ(例へば砲臺等も建造物の中に含まれる)。建築物といへば建物に略々似た概念であるが、少し廣い意味に用ひられ、門・屏・塔碑・記念像等屋蓋を有せざる物までをも含む。家屋*は建物と相似た意味に用ひられるが嚴密には少し狭義で、あづまややブラウトフォームの上屋等周壁を有しないものは建物であつても家屋ではないと解せられる。住家*とは人間の居住する家屋の意味である(→住宅)。然し普通には以上の各語は嚴密な區別をせずに用ひられる。</p>	
14	工作物	人工的作業に依り土地に築造されたる一切の物。必ずしも地上物たるを要せず、又土地に附着せしめた物でなく土地そのものに工作したトンネル・溝渠等も工作物である(→建物)。	
15	營造物	國家・公共團體等の行政主體により特定の行政目的に供用せられる人的・物的施設の統一的全體を指す意味に用ひられるのが最も普通である(市制第8條・第113條・町村制第6條・第93條等)。時には行政主體に依り公の目的に供用せられる物的施設のみを指す意味に用ひられることもあり(例、砲臺—要塞地	
16	普通階	<p>帶法第1條～第6條)、單に建造物又は工作物の意味に用ひられることもある(電信線電話線建設條例第1條)。</p> <p>地階・屋階・中間階以外の階を謂ふ。建物の階數は普通階の數を以て呼ぶ。</p> <p>地階とは床面が地盤面下にある階を謂ふ。但し天井高の2/3以上が地盤面上にある階は第1階と見做される。</p> <p>屋階とは屋根裏に設けた階を謂ふ。(以上市街地建築物法施行規則第1條)</p> <p>中間階とはある階の一部に更に設けた階を謂ふ。</p>	
17	中二階	普通の建物に於ては中間階*と同義に用ひられる事もあるが、特に第1階の中間階を指す事が多い。	
18	床面積	住宅に於ては床面が1階より高く2階より低い離れの如き階、或は第1階の上の天井高の低い屋階*を指していふ場合がある。後者の例は近畿地方に多い。	
19	階面積	建物各部の床面の面積を謂ふ。延面積*と同義に用ひられる事もあるが適當でない。	
20	建面積	或る階の床面積*。 第1階の床面積*。建坪ともいふ。	
21	延面積	市街地建築物法に謂ふ建築面積は建面積と略々同義であるが、嚴密には一致しない場合もある(同法施行令第15條参照)。	
22	新築	各階(地階*・屋階*・中間階*を含む)の床面積*の合計。 延坪ともいふ。	
23	増築	建物を新に建てる事。使用材料の新舊は問はない。	
		市街地建築物法上の解釋では更地に建物を建てる事を謂ふ。	
		既存建物に新たなる部分をつけ加へること。建て増しともいふ。	
		市街地建築物法上の解釋では、既存建物と同じ敷地内で建物の床面積を増加する如き建築行為を謂ふ。	

番號	用語	説明
24	改築	主として他の材料を使ひ建物の全部又は一部を建て直すこと。 市街地建築物法上の解釋では、建物を取扱した後へ餘り大なる期間を置かずに再び建物を建てる行為を謂ふ。但し用途に於て變更ある場合又は構造・規模に於て大なる變化ある場合は之を新築と見做される。
25	再築	建物を取扱した後へ略々同様の建物を建てる事。 市街地建築物法上の解釋では、火災其の他の不可抗力の原因により滅失したる建物を大體原形に復せしむる行為を謂ふ。
26	移築	建物を異つた場所へ原形のまゝ移すこと。 建物を取扱して移すことを解體移築といひ、取扱さず移すことを曳方移築といふ。
27	民家	民の家。民屋・民戸に同じ。特にその地方固有の古い習慣を傳へてゐる住宅を指して呼ぶ場合が多い。即ち庄屋・陣屋・町家及農家の住宅等である。
28	世帯住宅	家族向住宅の意。 從來は専用住宅*と同様な意味にも用ひられたが正しい用法ではない。
29	寄宿舎	學生や労務者を集團的に起居せしむる住居施設。 一般に舍監や寮母等に依つて監督指導され、規則的な共同生活が行はれる。工場に専属するものに對しては「工場附屬寄宿舎規則」の適用がある。 尙公共團體、工業組合等の經營する寄宿舎にして多數工場の労務者が共同的に使用するものを共同宿舎といふ。
30	下宿屋	主として獨身者の爲に食事つきで室を貸す爲の施設。居住者が相當長期滞在する點で旅館と區別され、且各室に鍵のかからない事等で共同住宅*と區別される。 警視廳令に於ては下宿屋とは一月定の食料・座敷料等を受けて人を宿泊せしむるものと謂ひ、旅館とは一泊定の旅館

番號	用語	説明
31	裏長屋	料を受けて人を宿泊せしむるものを謂ふ。 路地*に面する長屋。裡長屋とも書く。之に反して通りに面するものを表長屋といふ。
32	棟割長屋	棟に沿つて界壁のある長屋。中間の各戸は3面を壁で囲はれ採光、通風が甚しく不良となるので、その新築は一般に禁せられてゐる(挿圖参照)。
33	トンネル長屋	長屋が狭い通路を狹んで並列し兩側の軒で通路がトンネルの如くなつてゐるもの(挿圖参照)。
34	不良住宅地区	眞中が通路になつてゐて兩側に室が並んでゐる中廊下式アパートに似た不良住宅をいふこともある。 不良住宅が密集し、衛生・風紀・保安等に關し有害又は危険のおそれある一團地で、公共團體等が不良住宅地区改良法に基き改良事業を行はんとする地区。



棟割長屋平面



断面

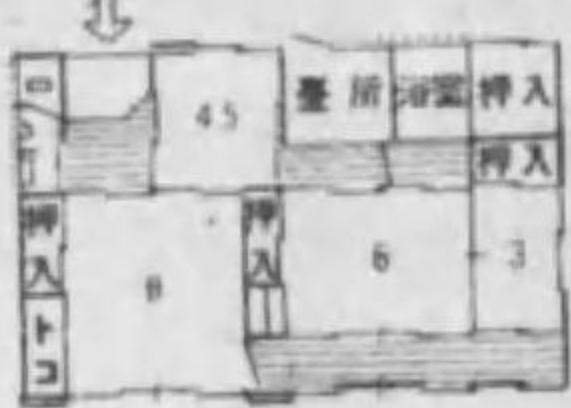
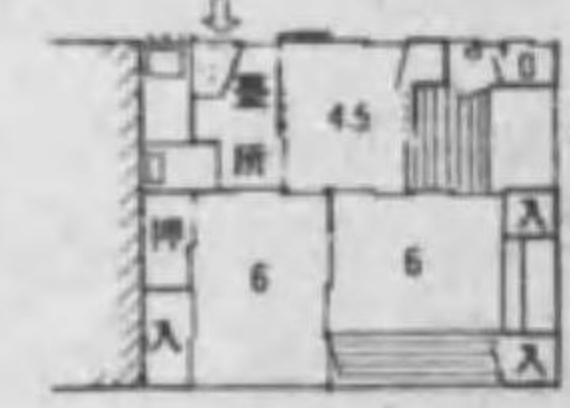
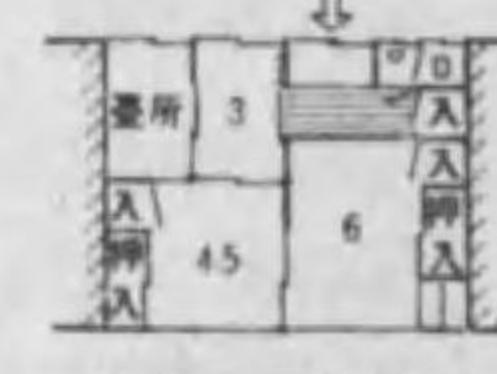


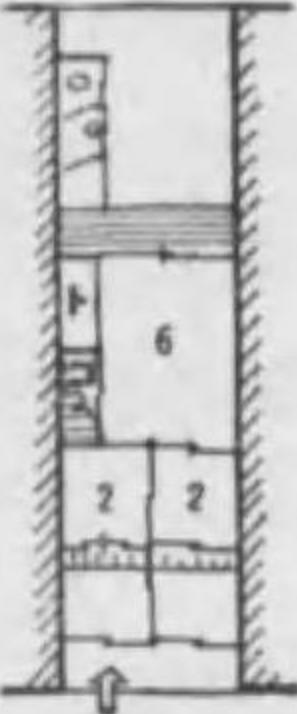
平面

トンネル長屋

番號	用語	説明
35	簡易宿泊所	通常公共團體の申請により厚生大臣が之を指定する。 尙一般には不衛生地帯・細民街(Slum)等と同意義に用ひられる。
36	簡便住宅	日傭労務者等に對し比較的低廉な料金を以て宿泊せしめる施設で、通常社會事業的に行はれるものを指す。 營利的に經營されるものを俗に本質宿といふ。
II.	II. 住居標準	一時的に使用の目的を以て設けられる住宅。 例へば飯場(土木建築等の工事場に於ける食事、宿泊施設)震災時の罹災者收容バラツク等。
37	住居標準	住居施設の内容、居住態様等住居状態に關し標準とされる具體的規範。これは時と所とに依り社會的階級に即して異なり得、又法律的に定められたものと然らざるものとがある。通常特定の時代、特定の國に於ける一般國民に對するものとして用ひられる。 過去に於て之に近いものとして次の如きものがあげられる。 (1) 封建時代に於ける住宅の身分上の制限(例、江戸時代の民家に於ける梁間の制限)。 (2) 住宅の不良化防止の見地から建築物取締法規に表はれた最低標準(例、市街地建築物法に於ける諸種の制限)。 (3) 住居監督制度*に於ける取扱し・改築又は修繕すべき不良住宅の標準(既存建築物を対象とするため前者より通常低い)。 (4) 住宅建設に對する公共的助成の行はれる場合の範囲を限定せる標準(第1次大戰後各國に於て採られた補助政策に於ける)。 (5) 戰時その他特別の場合に於ける建築制限の限界(例、我國に於ける木造建築物建築統制規則の制限)。 (6) 國家の住宅需給規制に於ける奢侈標準(例、ソ聯に於

番號	用語	説明
38	住居水準	ける1人當9m ² 。此の標準を超過する分に對する家賃は普通の家賃の3倍を徵收される)。
39	國民住居	一定の社會に於ける平均的住居狀態。所謂國民住居水準とは一般庶民のそれを指してゐる。
40	生活最小限住居	國民服、國民食の類似概念としての國民の住むべき標準的住居を謂ふ。 ドイツの Volkswohnung は國民住居と譯されてゐるが、之はたゞにいふ國民住居とは異なる。
41	居住面積	Wohnung für Existenzminimum (獨) 1927年第2回國際新建築會議(Kongress für Neues Bauen)で當時の客觀的情勢を反映してはじめて特定の用語としてとりあげられたもので、E. May の言葉によれば「小さくとも住み心地よく就中家賃が負擔に耐へ得る住宅」であり、その親模と內容は生物學的、社會學的基礎より確定されるといはれたが、之が解決は種々困難な問題を含んでゐる。
42	居住部面積	居住室の床面積の合計。即ち疊敷きの床面及これに準ずる床面(洋室其の他の板間であつても之にかぞへる)の合計面積。 Wohnfläche (獨)
43	居住室	1 住戸の延面積*より家作業部面積を引いたるものをいふ。 家作業部面積(Wirtschaftsfläche)とは獨立又は附屬の家作業部分(洗濯場・家畜舎・物置等及之に附屬の廊下及便所)の床面積*をいふ。 當時居住の用に供する室にして就寝に供し得る室を謂ふ。 専用住戸の各部分を分類すれば次の如くなる。 専用住戸 主要部分 居住室 老人室・書齋・客間・應接室・女中室・其の他就寝に供し得る室 臺所 附屬部分 浴室・洗面所・便所・玄關・廊下・櫻側・押入等 市街地建築物法に於ける居室とは上記居住室より廣範囲を指

番號	用語	説明
44	炊事場付居間	し、臺所・店舗・作業場等でも居住の用に供するものを總て包含する。 土木建築工事場附屬宿舎規則に於ける居寝室とは居住並に就寝に供する室を謂ひ、上記居住室より狭い範囲を指す。
45	起居様式	Wohnküche (獨) 炊事設備のある居間。
46	住居形式	座式(床面座式)椅子式(椅子座式)折表式等、起居の體勢に關する住ひ方をいふ。
47	住戸の開放形式	住戸 [*] の配列による住宅の構成の仕方。建方 [#] (獨立・連續・集合)及階數により區分される。例へば連續2階建といふが如し。 住戸平面の前後左右四面の外界に對する開放面の有無による平面の形式。 開口面をもつ面の數により4面開放型、前後2面開放型等と呼ぶ(圖面参照)
48	間取區割	4面開放型  3面開放型  前後2面開放型  住戸の開放形式 住戸平面の間取りの結果生ずる矩形空間を謂ふ。之は主區割(室區割・土間區割等)及附屬區割(主區割に附屬する押入區割・椽側區割等)に分たれる。前後二面開放型平面(→住戸の開放形式)ではこの主區割の開口面に對する配列の數により何段(奥行方向)・何列(間口方向)型と呼ぶ(圖面参照)

番號	用語	説明
49	平面の基準寸法	 3段2-1列型
50	居住密度	住宅の平面構成の単位となる寸法。 在來地方的に種々の基準寸法の制度が存在した。その主なるものをあげると次の如くである。 1. 京間制(關西、九州、北陸) 疊大さ 6.3尺×3.15尺を單位とし、之を敷きならべてその外側に柱を配列する内法制。 2. 中間制(名古屋地方) 疊大さ 6.0尺×3.0尺の内法制。 3. 田舎間制(關東、其の他) 柱を 3.0尺の整數倍間隔に配置して間取りする眞々側。 以上のものを統一した柱眞々を 1m の整數倍とする基準寸法の制度を標準間制と謂ひ、厚生省住宅規格協議會で決定採用された。 住戸 [*] 内の単位居住面積 [#] (10m ² を用ひるを適當とす)に對する居住者の數。
51	就寝密度	從來居住密度をいふ場合に1人當疊數が用ひられたが之はこの逆數に相當し一般に1人當3帖が最低標準とされてゐた。之は10m ² に對し居住密度略々1に當る。 就寝室の単位面積(10m ²)に對する就寝者の數。 就寝密度は居住密度にくらべ一般に高い。我國に多い床面座式居住に於ても、就寝時空室をつくるため通常居住密度との差は

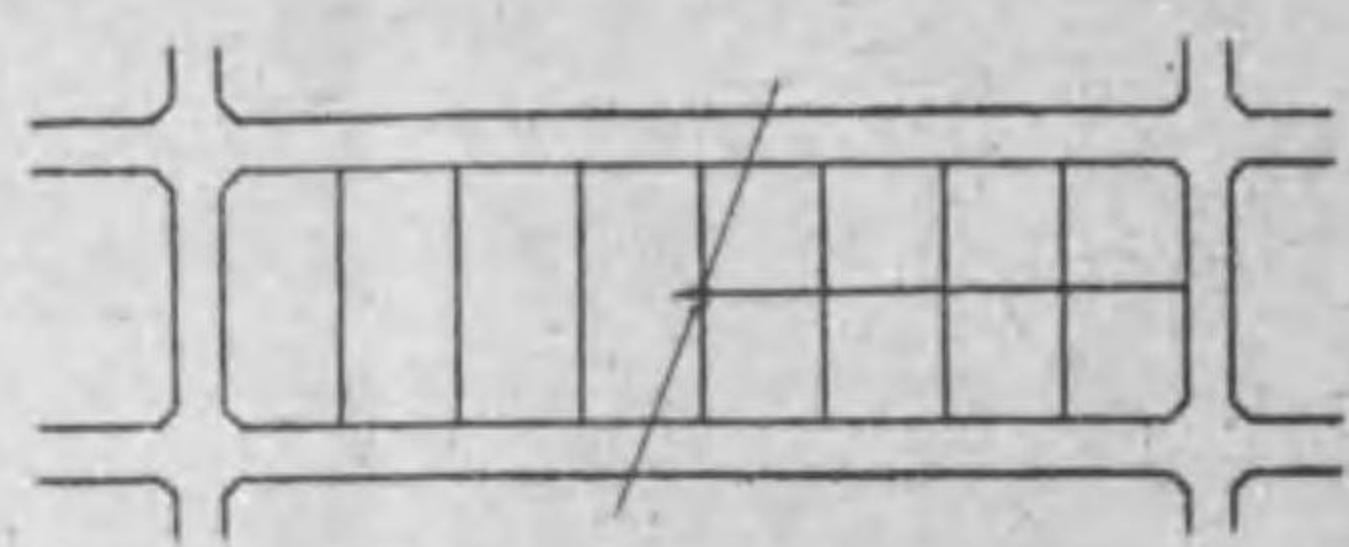
番號	用語	説明
52	居住面率	可成り大きい。 住宅の延面積*に対する居住面積*の百分比を謂ふ。 尙住面率といふのは延坪に對する疊の總數の比を謂ふ。在來我國の住宅では延坪數と疊の總數とは略々一致し、住面率は 1に近い。
III.	田園都市	Garden City (英) 健康的な住居と職場を兼ね備へ、しかも社會生活の利便を享有するに足る程の大きいもので、その周圍に農業地帯を確保せる都市。 之は元來英國の Howarad が 1898 年その著「明日」で提唱したもので、その趣旨を要約すると次の如くである。 (1) 田園に圍繞された適當の大きさ(人口 32,000~58,000)を持つまとまつた小社會をつくること。 (2) 工業・農業の結合により自給自足すると同時に、田園生活を享受しえること。 (3) 土地を公有とし、之によつて都市發展に適切な公的規制を加へ、又これによつて生ずる經濟的利益を以て公共事業の財源とすること。 (4) 田園都市を次々につくることによつて都市の膨脹に代へ得ること。
54	衛星都市	Satellite Town (英) 太陽系に於ける衛星の如き關係で、母都市に對し相當の距離をもつて一體獨立的機能を果してゐるが、母都市に對し或る程度有機的從屬的關係にある都市。
55	ジードルンク	Siedlung (獨) 計畫的に新に一團の住宅地を造成し、定住せしめること。又はこの定住地。 目的・形式により種々のものがある。例へば各戸に菜園を附設

番號	用語	説明
		した 菜園付ジードルンク (Kleinsiedlung) (→菜園住宅地) 土地及家屋を各戸の世襲財産とする家産ジードルンク (Heimstättensiedlung) 工場労務者を定住せしめる工場ジードルンク (Werksiedlung) 等がある。
56	近隣地単位	Neighbourhood Unit (英) 都市計畫上住宅地計畫の單位として考へるもので、通例國民學校其の他日常生活を営むに足る施設を有する一團の住宅地。
57	住宅地	大部分専用住宅*用の敷地よりなる相當廣い一團の土地をいふ。 計畫的に一團として開發されたものを特に一團住宅地といふ。 尙住地は用途地城制に於ける住宅を主要用途とする一種の地城を指し、又居住地は抽象的な意味で業務地に對する語として用ひられる。
58	郊外住宅地	都市郊外の住宅地。 更に近郊住宅地及外郊住宅地の 2種に分つこともある。近郊・外郊の區分は明確ではないが、大體既成市街地に近く急速に市街化しつゝある地帶を近郊、その外側を外郊と見ることが出来る。
59	田園住宅地	都市計畫では人口配分その他の計畫をなす場合計畫區域を前記區分に準じて市部・近郊・外郊の 3 に區分することがある。 この場合は通常近郊住宅地は人口密度 1ha 當り 150 人、外郊住宅地は 75 人程度を標準とすることが多い。
60	菜園住宅地	Garden Suburb (英) 田園的情趣を保持して計畫的に建設された外郊の一團住宅地*。 各戸に餘暇耕作の蔬菜(果樹)園を有する一團の住宅地。
61	人口密度	菜園は大體野菜類の自給自足を目標とするもので、その 1 戸當りの面積は餘暇勞力と目標とする自給の程度によつてきまる。我が國では比較的容易に出来る蔬菜のみを對象とすれば概ね 150~300 m ² が適當といはれてゐる。
		単位土地面積に居住する人口數。住戸密度* と平均戸當人員の

番號	用語	説明
62	住戸密度	積に該當する。 住宅關係では単位土地面積として、通常 1 ha をとる。
63	密度	単位土地面積（通常 1ha）内にある住戸* 数。 相當廣い区域にわたり住戸密度* 及居住密度* の共に比較的高いものをいふ。30戸/ha・1人/10m ² がその標準とされてゐる。
64	幹線街路	過密とは住戸密度・居住密度が一定の限度を超えた場合をいひ、通常その限度は住戸密度 50戸/ha・居住密度 2 人/10m ² とされてゐる。
65	住宅路	市街地内交通の幹線を爲す道路。我國では通常幅員 22 m 以上のものをいふ。 尙幹線街路の支脈として一團地内の局部的通過交通に用ひられるものを補助幹線街路（補助線）といひ幅員は通常 8~18m である。
66	路地	住宅地に於て主として各住宅敷地に連絡することを目的とする道路。通常幅員 4~8m で、なるべく通過交通を避ける如く計画される。
67	袋路	表道路に通ずる町家の間に介在する狭き通路。 江戸時代の庶民住宅に於てこれを挟み数戸乃至十数戸宛を 1 棟とする長屋が配置され、これに共同の便所である惣雪隠と芥溜と井戸とが設けられた。その幅 3 尺乃至 6 尺の袋路地が一般で、通抜け得るものを持たぬ者を特に袋路地又は狭裏と呼ぶ。
68	入込路	Cul-de-sac (佛) 行詰りの住宅路* で通常終端に廻車廣場を有するもの。 通過交通を避け住宅地の静謐を保持する目的で、主として疎開的な住宅地の敷地割に用ひられる。袋路を持つ街区を袋路街区といふ。（敷地* 附圖参照）。 Road-bay (英) 敷地割又は修景上の必要から設けられる主道路から入込んだ路。

番號	用語	説明
69	建築線	
70	家並線	建築物の道路への突出を妨ぐために道路又はその豫定線の境界等に設けられた基準線。(獨) Baufluchtlinie (英) Building Line 又街區割の計畫を實現するための手段として用ひられる（市街地建築物法第 7 條）。
71	土地區割整理	道路沿ひの建物の家並を擡へるために指定される基準線。 住宅地に於ては前庭地帯を設ける目的で建築線より後退して家並線が指定されることがある。我國では市街地建築物法第10條による建築物の壁面の位置指定が之に當る。
72	敷地割	土地の宅地としての利用を増進するために、土地の交換分合・道路の築造及變更・宅地の造成等を行ふこと。 都市計畫法に基き耕地整理法に準じて行はれるが施行方法により次の如く分類される。 一人施行 任意施行 共同施行 組合施行 法定施行(都市計畫事業)
73	街区	土地を道路によりいくつかの街区*に區割し、更に街区を割地*に分割すること。尙、前者を街区割後者を割地割として區別することもある。 街区割の形式には格子型・蜘蛛巣型・幾何模様型・自由型等があり、割地割には一列式・二列式等の區別がある（街区附圖参照）。 道路に囲まれた一聯の建築敷地、街廓ともいふ。(英) Block

番號	用語	説明
74	中空街區	敷地を1列に配した街區を1列式街區、2列に配したものと 2列式街區といふ。
75	街區集團	中央に共同空地を有する街區。空地は通常共同菜園・子供の遊び場・防空施設用地等として使用される。 Super-block (英)
76	開放分離式建築	計画的に宅地を造成する場合に一つの単位として用ひられる街區の集團。 内部に通過交通を避ける如く計画されるのが普通である。 Offene Bauweise (獨)
77	閉塞連續式建築	側面隣地境界線より一定の距離を保有して建築する形式。 ドイツの都市では多く建築條例によつて此の形式によらねば建築し得ない地区が定められてゐる。



1列式街區 2列式街區

中央に共同空地を有する街區。空地は通常共同菜園・子供の遊び場・防空施設用地等として使用される。

Super-block (英)

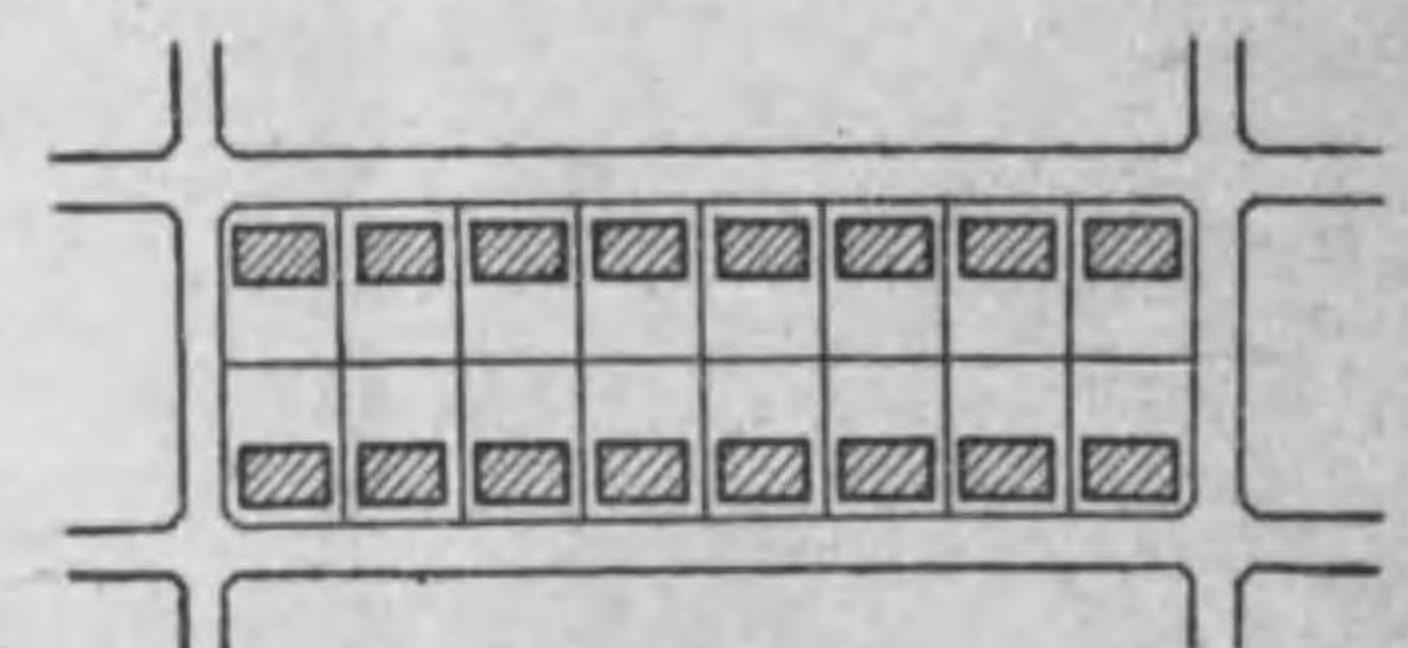
計画的に宅地を造成する場合に一つの単位として用ひられる街區の集團。

内部に通過交通を避ける如く計画されるのが普通である。

Offene Bauweise (獨)

側面隣地境界線より一定の距離を保有して建築する形式。

ドイツの都市では多く建築條例によつて此の形式によらねば建築し得ない地区が定められてゐる。



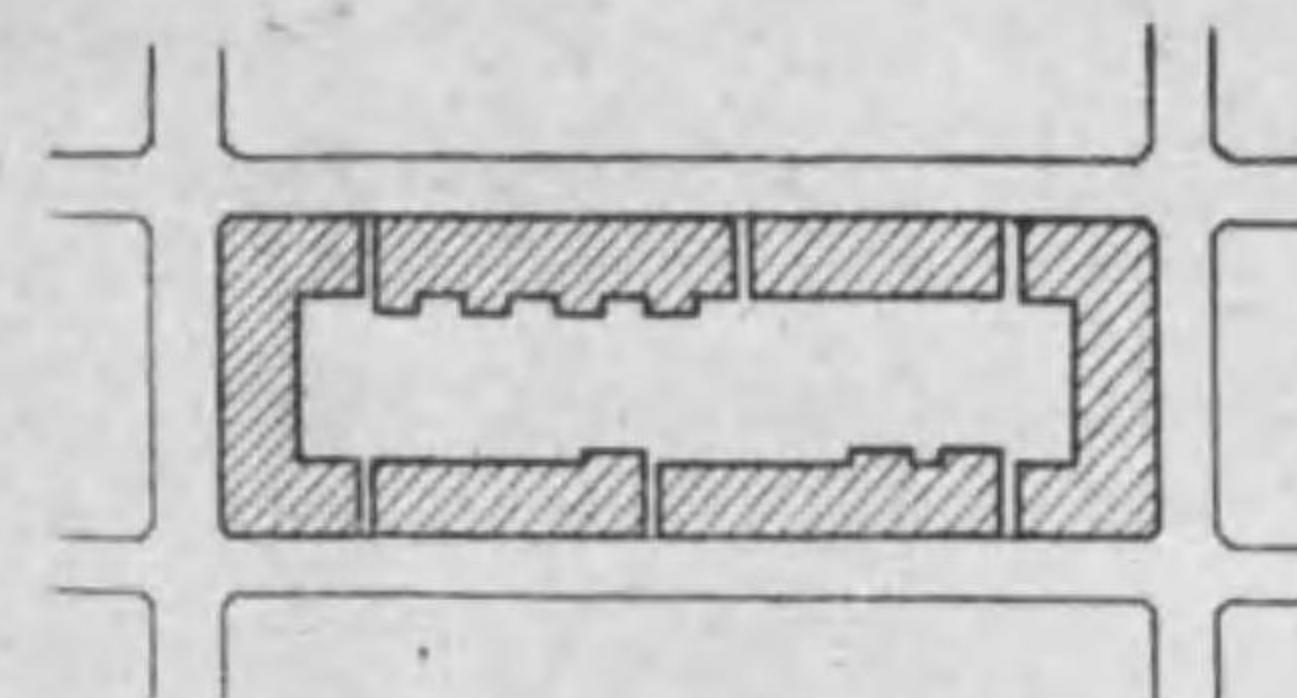
開放分離式建築

Geschlossene Bauweise (獨)

道路に面し兩側隣地境界線の間全部に建物を建築する形式。

ドイツの都市では多く建築條例によつて此の形式によらねば建築し得ない地区が定められてゐる。

番號	用語	説明
78	敷地	閉塞連續式建築 道路・河川・建造物等の占める土地。 通常は建築敷地として區割された一劃地を意味する。此の意味で特に劃地といふ語も用ひられる。(英) Lot 敷地は道路との關係位置によつて次の様に分類される。 ①端敷地 ②裏敷地 ③中敷地 ④突抜敷地 ⑤角敷地 ⑥奥敷地
79	空地地區	袋路街區 各種の敷地 敷地内空地の保有を目的とした形態地域制の一種。 空地地区は住宅地の疎開をはかるために特に重要であつて、 我國では市街地建築物法(第11條及同法施行規則第6條の2 第6條の3)によつて敷地面積に対する床面積(建面積*又 は延面積*)の割合、建物周間に保有すべき空地の大きさ等に ついて限度が定められてゐる。



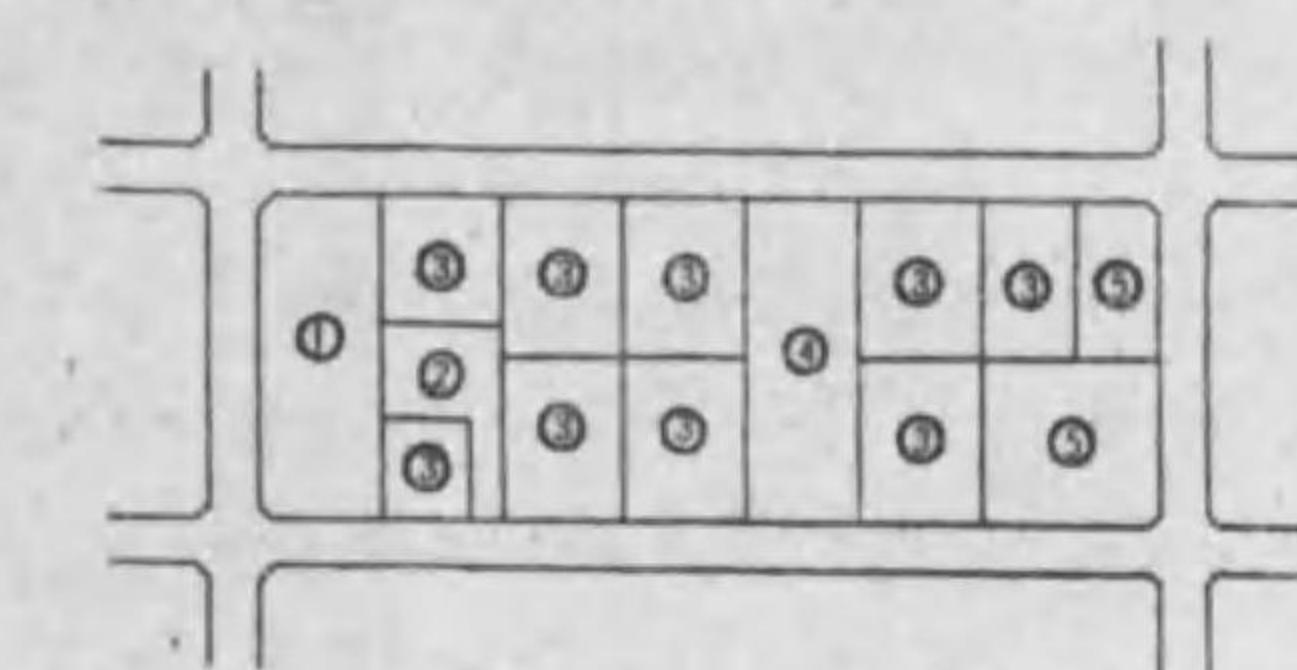
閉塞連續式建築

道路・河川・建造物等の占める土地。

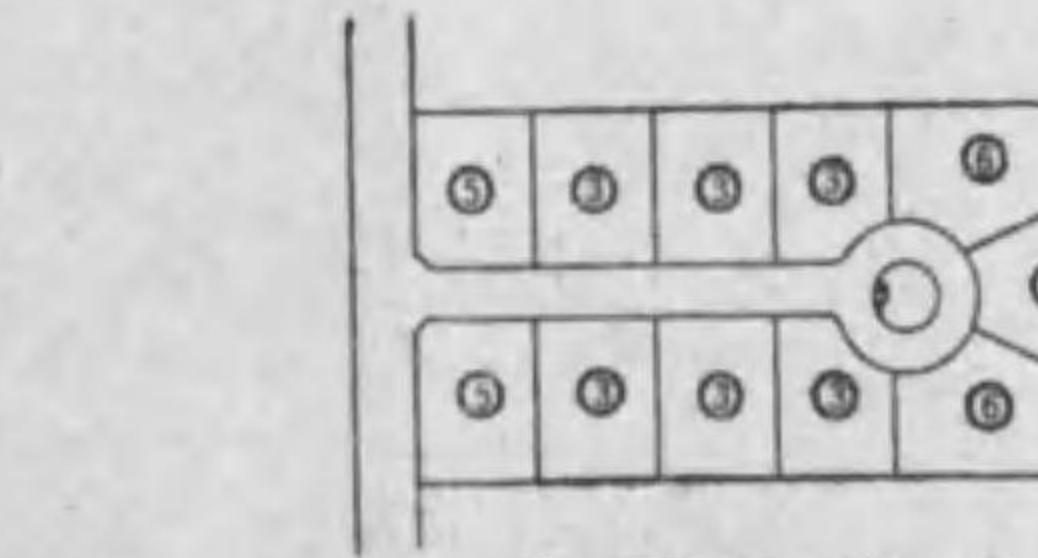
通常は建築敷地として區割された一劃地を意味する。此の意味で特に劃地といふ語も用ひられる。(英) Lot

敷地は道路との關係位置によつて次の様に分類される。

①端敷地 ②裏敷地 ③中敷地 ④突抜敷地 ⑤角敷地 ⑥奥敷地



袋路街區



各種の敷地

敷地内空地の保有を目的とした形態地域制の一種。

空地地区は住宅地の疎開をはかるために特に重要であつて、

我國では市街地建築物法(第11條及同法施行規則第6條の2

第6條の3)によつて敷地面積に対する床面積(建面積*又

は延面積*)の割合、建物周間に保有すべき空地の大きさ等に

ついて限度が定められてゐる。

番號	用語	説明																
80	空地率	建築敷地面積に対する敷地内空地の割合をいふ。 一般住宅では6~7割が標準とされる。空地率と建蔽率 [*] の和は1である。																
81	建蔽率	建築敷地面積に対する建面積 [#] の割合をいふ。 我が市街地建築物法では建蔽率の最大限度を商業地域内では8割、其の外では6割と定めてゐる(市街地建築物法施行令第14條)。																
82	窓先空地	窓を採光上有効にするため窓の前面に保有すべき空地。 我國では市街地建築物法施行規則(第19條)に居室の窓先空地の最小限度が規定されてゐる。																
83	自由地	Freifläche (獨) Open Space (英) 公園・運動場・墓苑等都市内の恒久的に建蔽されない土地を謂ふ。緑地に同じ。 廣い意味では緑地の外に敷地内空地をも含めて用ひる場合がある。																
84	児童公園	主として児童のために設けられる公園。面積は誘致距離内の対象児童1人當り3m ² 位を必要とする。通常次の如き種類がある。																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>対象児童年齢</th> <th>標準面積</th> <th>誘致距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>少年公園</td> <td>12~16歳</td> <td>0.8 ha</td> <td>600 m</td> </tr> <tr> <td>幼年公園</td> <td>8~12歳</td> <td>0.5 ha</td> <td>500 m</td> </tr> <tr> <td>幼兒公園</td> <td>~8歳</td> <td>0.2 ha</td> <td>250 m</td> </tr> </tbody> </table>	種別	対象児童年齢	標準面積	誘致距離	少年公園	12~16歳	0.8 ha	600 m	幼年公園	8~12歳	0.5 ha	500 m	幼兒公園	~8歳	0.2 ha	250 m
種別	対象児童年齢	標準面積	誘致距離															
少年公園	12~16歳	0.8 ha	600 m															
幼年公園	8~12歳	0.5 ha	500 m															
幼兒公園	~8歳	0.2 ha	250 m															
85	近隣公園	近隣地単位 [*] 内の居住者の休養・散策に用ひられる公園。誘致距離は1km位、面積5ha位を標準とする。																
86	廣場	交通・美觀・集合等に利用の目的で設けられる集団的な空地。 例へば街區廣場(街區 [*] に取囲まれた廣場で、主として周囲																

番號	用語	説明
87	植栽地	の街區のために設けられるもの。隣組廣場として用ひられることもある)・建築廣場(特殊の公共建築物・記念建造物等の前面に、主として修飾的な意味で設けられるもの。中心廣場・公館廣場などともいふ)・交通廣場(交通整理上の目的で設けられるもの。例へば駅前廣場)等がある。
88	公共施設	公園以外の比較的小面積の修景用植込地帯、(英) Green (獨) Grünfläche 街角植栽地・袋路植栽地・植栽帶(植樹帶)等がある。
89	共同施設	一般公共の用に供する施設。一團地住宅計畫に於ては通常道路・公園・學校・圖書館・市場・病院・電氣・ガス・上下水道等の施設を指す。
90	厚生施設	近隣共同で使用する施設。 例へば隣組廣場・共用水栓・井戸・菜園・子供の遊び場・防空壕等。 厚生運動施設又は厚生事業施設、或は兩者を併せて指す。
IV.		厚生運動施設とは公園・運動場・海水浴場・分區農園・音樂堂・野營地・山小屋等休養鍛鍊のための施設、所謂レクリエイションの施設である。
91	住宅問題	厚生事業施設とは母子ホーム・保育所・養老院・簡易宿泊所・簡易食堂等、更に又市場・公共浴場・病院・療養所等である。 以前には主として救貧を目的とするもの(福利施設ともいはれた)を指してゐたが、近年は一般國民の保健及び生活安定を目的とするものを含める様になつた。
		人間生活の一要素たる住に対する社會的欲求を充たす問題。 近代的社會問題としての住宅問題は資本主義社會の發達に伴ふ、都市の發達と人口の都市集中とを契機として發生するに至つたものである。
		我國に於ては第1次歐洲大戰を契機として初めて住宅問題が

番號	用語	説明
92	住宅政策	社会問題となつたが、其の後關東大震災に因り京濱地方を中心的に住宅不足の問題を生じ、それに引き継ぎ不良住宅地区撤去の必要が社会的關心事となり、又昭和6~7年頃濱口内閣のデフレーション政策に基き深刻な経済的住宅難 [*] を惹起したことがあり、更に支那事變・大東亜戦争を契機として再び絶対的住宅難 [*] に遭遇した。之等の住宅問題に對して夫々の住宅政策 [*] がとられて來た。 主として國又は公共團體が住宅問題 [*] の解決のために行ふ政策であつて、それには住宅供給量の増大方策、住宅の質的改善方策、借地借家關係の調整方策等がある。 我國に於ては第1次歐洲大戰當時公營住宅 [*] の建設、住宅組合法 [*] の制定と借地法・借家法・借地借家調停法の制定、關東大震災に際しては木造バラツクの建設と同潤會及復興建築助成會社の設立、不良住宅地区改良法の制定実施、又支那事變に際しては住宅普開 [*] 法・貸家組合 [*] 法・労務者住宅 [*] 供給制度及労務者住宅建設損失補償制度 [*] の制定、借地法・借家法の改正、地代家賃統制令の實施等がその主なるものである。
93	住居法	住居の質的基準の設定、その維持のための住居監督(→住居監督制度)、住居の需要供給の調整、賃貸借關係の規正等住宅政策 [*] に關する法規をいふ。(英) Housing Act
94	住居監督制度	居住状態の不良化を防止するため、その最低規準(居住人員に対する居住面積 [*] の大さ等)を定め、之に依つて住居を監督する制度。
95	住宅難	住宅の欲求に對する調達の伴はざることを謂ふ。 通常住宅難は量的住宅難と質的住宅難とに區別される。量的住宅難は天災・事變等に因る既存住宅の滅失、生産擴充に伴ふ急激な人口の集中等非常特別な原因に基いて起るもので、概ね局地的一時的なものである。之を絶対的住宅難ともいふ。又質

番號	用語	説明
96	空家	的住宅難とは衛生・風紀・保安上支障なく且支拂能力に適應せる住宅の容易に調達せらざるを謂ひ、之は普遍的恒久的である。相對的住宅難 [*] 或は經濟的住宅難ともいはれる。
97	空家率	現在居住者のない住家にして賃貸又は賣却の目的を持つものをいふ。 廣く現居住者のない住家全體を指す場合(例へば空別荘等を含めていふ場合)は不在住家と呼んで區別する。
98	賃貸價格	一地域に於ける全住戸 [*] 數に對する空住戸數の割合(空住戸率)又は全貸家數に對する空貸家數の割合(空貸家率)を指す。嚴密には此の兩者は異なる筈であるが、住宅の大部分が貸家である大都市に於ては事實上大差ないものと見られる。住宅需給の圓滑なる爲には3~5%の空家率を必要とするといはれてゐる。尙住宅需給關係適否の目安として全世界數に對する空住戸數の割合を用ふる場合もある。
99	家賃	貸主が賃貸物件の公課・維持及修繕に必要な經費を負擔する條件を以て之を賃貸する場合に於て、貸主が收得すべき1年分の金額を指す。 賃貸價格には實際に賃貸されて貸主が收得してゐる現實賃價格と實際の情勢を參照して定められる評定賃價格とがあるが、我國に於ては地租又は家屋税の課稅標準として後者が採用されてゐる。

番號	用語	説明
100	適正家賃	<p>維持修繕費*・火災保険料・地代*・公課等であるが、この場合空室及滞納による家賃收入の減損率をも計算に入れるのが普通である(→家賃減損率)。</p> <p>社會經濟的に合理的な家賃*。</p> <p>法令により家賃算定の基礎が明示されてゐる場合は、之に據るもののが適正家賃であり、それ以上の家賃をとることは許されない。</p> <p>我國に於ては地代家賃統制令(昭和15年勅令第678号)關係法令により適正家賃算定の基礎が明示された。これによれば家賃適正標準はイ) 建物價格に地方長官の定むる率を乗じて得べき金額ロ) 地代又はその相當額ハ) 適正なる火災保険料に相當する額を合算したものであり、建物價格に対する乗率は木造普通借家にあつては主體建築費* の100分の1.14(地方の實情によつては100分の1.50乃至0.70)附屬設備費* 及建造費* の100分の1.55(地方の實情によつては100分の2.20乃至0.95)が標準とされてゐるが、木造以外の建物については又異なる率が定められてゐる(→建築費)。尙、この場合建物を店舗・工場等の用途に供するための特別施設に要する費用等を借主の負擔とする外は、修繕費* 及家屋税は貸主の負擔とし、家賃は後拂、敷金を徴する場合には3月分、権利金*は徴收しないことが前提とされて居るが、下宿屋・共同住宅等にあつては一定の供益費は借主の負擔とされることになつてゐる。</p>
101	建築費	<p>家屋の建築に要する費用。</p> <p>建築主體に要する主體工事費と電氣・ガス・水道設備等に要する附帶工事費と門・扉其の他に要する附屬工事費に分けられる。</p> <p>地代家賃統制令關係法令に於ては建物價格(又は建物資本)を主體建築費・附屬設備費及建造費の合計額と定めてゐるが、</p>

番號	用語	説明
102	附屬設備	<p>此の場合の主體建築費は主體工事費(造作費を除く)並に設計及び工事監督費・工事中の地代・資本利子並に登録税・不動産取得税及び同附加税を含む金額、附屬設備費は電氣・瓦斯・水道・門・扉・物置・植樹・庭園・其の他建物の使用上必要な設備の費用、造作費は疊・建具等の普通の造作の備付に要する費用をいふ。</p> <p>建物に附屬して設けられる設備。例へば電氣・ガス・水道設備等をいふ。</p> <p>附屬設備といへば門・扉其の他建物に附屬して設けられる設備をいふ。(但し地代家賃統制令關係法令に於て附屬設備費*と稱するのは特殊な意味に用ひられてゐる)。</p> <p>附帶設備の工事を附帶工事、附屬設備の工事を附屬工事といふ(→建築費)。</p>
103	造作	<p>疊・建具*・棚等建物に附屬して効用を發揮するが、建物主體から容易に取り外し得るものをいふ。</p> <p>同音であるが「難作」の文字は異った意味に用ひられる。</p> <p>一般に造作賣買と謂ふときには、上記の外建物に備付けた營業用器具又は建物の場所的利點等をも含めた極めて廣い意味に用ひられてゐることが少くない。尙ほ家法第5條に所謂造作買取請求權(→建具)の目的たる造作の範囲は建物利用のため建物自體に附屬せしめた獨立のもので、當該建物に附屬せしめることによつて始めて其の効用を全うし、若し其の建物から取り外せば價値を減少するものに限る。即ち疊・建具・水道・瓦斯・電氣設備・陳列棚・看板等が其の例である。</p>
104	建具	<p>戸・障子・襖等の總稱。</p> <p>法律上造作*の一種であり、家屋とは別個の獨立した動産である。尤も家屋と建具とが同一の所有に屬する場合は從物は主物の處分に從ふ(民法第87條第2項)法理に依り、家屋の賣買・抵當權設定・賃貸借等の効力は當然建具にも及び、建具</p>

番號	用語	説明
105	家屋耐用年限 カオクタイヨウセンジン	につき別個にそれ等の法律行為を爲すを要しない。又借家人が家主の同意を得て取付け又は家主から買取つた建具については借家人の借家終了の際家主に對し時價を以て其の買取を請求する事が出来る(所謂造作買取請求権 [*] —借家法第5條)。
106	家賃譲損率 カジンランソンリツ	家屋の使用に耐へ得る年限。構造上使用に耐へ得る年限(構造耐用年限)と、流行その他社會經濟上の理由により使用に耐へ得なくなる年限(經濟耐用年限)とを考慮して定められる。我國の住宅にあつては木造の場合には30年程度、鐵筋コンクリート造の場合には70年程度とするのが普通である。
107	修繕費 ショウゼンヒツ	家屋の賃貸に當り空家及家賃の滞納に因り生ずる家賃收入の減損の割合、即ち空貸家率 [*] と滞納率との合計。
		場合により異なるも0.1程度に見積るのが普通である。
		家屋を適當なる状態に維持する爲之を修繕するに必要な経費。
		修繕には家屋の主體構造に關するもの(大修繕)と主として附帶設備 [*] ・附屬設備 [*] 又は造作 [*] に關するものがある。その何れに屬するを問はず貸家にあつては一般に家屋の使用収益に必要な修繕を爲す義務は家主が負擔すべきものであるが(貸主持)、特約に依つては借家人の負擔(借主持)、又は家主と借家人との共同負擔(共同持)とする事も出来る。家主が修繕義務を履行しないため家屋の使用収益に支障を生じた場合は、其の程度に應じ借家人は家賃支拂の義務を免れ、又借家人が家主の負担すべき修繕費を自ら支出して修繕した場合は家主に對し直ちにその償還を求めることが出来る。
108	積貸 カツカ	疊・建具等造作 [*] を附屬せずに賃貸に供すること。此の場合造作は借主によつて調達される。之に對し造作を附屬して賃貸に供することを附貸といふ。現在は附貸が普通に行はれてゐる。
109	地代 チダ	土地の永續的なる用役に對して支拂はれる價格、即ち土地の賃料。
		地代はその土地の位置・環境・地形・地盤・用途及び利用狀

番號	用語	説明
110	敷金 シキン	況等によつて異り、又は借地期間・沿革或はその賃貸價格・附近類地の賣買價格・借地權價格等によつて異なる。
		尙地代家賃統制令(昭和15年勅令第678號)關係法令によれば、土地價格に地方長官の定むる率を乗じて得る金額を以て1年間の地代の適正標準とされ、その乗率は通常100分の4.2(地方の實情によつては100分の3乃至6)とされてゐる。
		借家人が家賃・損害金等借家關係に基く債務を擔保するため家主に交付する金額で、賃貸借終了の際それ等の債務は當然敷金から差引かれ、残額は借家人に返還せられる。
		都會地に於ては普通家賃3月分程度の敷金が授受されるが、農村では全然行はれない場合が多い。
		尙敷地の賃貸借についても同一の趣旨で敷金が授受せられる場合がある。
111	権利金 ケンリキン	家屋 [*] の賃貸借に際し、家屋の存在する場所が特に有利な地位・情形に在ること等に因る無形的な利益の對價として、借家人が家主又は前借家人に對して支拂ふ金額。但し右の對價に有形的な造作 [*] の代金を含めて権利金と稱する場合もある。
		尙建物敷地其の他の土地の賃貸借又は地上權の設定について権利金が授受されることもあるが、この場合の権利金の趣旨も大體これと同じである。
112	買戻權 カイワツコン	土地建物等不動産の賣主が特約に依り一定期間内に代金相當の金額を買主に返還してその不動産を取戻し得る権利。
		民法第579條乃至第585條に詳細規定せらるゝ買戻權は其の一態様であるが、買戻は經濟的には擔保のために一時不動産を手離して資金の融通を受ける手段として用ひられる。
		尙土地建物の公益的分譲の際に轉賣等に依る公益性の喪失を防止するための手段としても用ひられる。
113	住居費 ジウジキヒツ	家計費中住居に要する費用を謂ふ。
		家賃又はその相當額のみを指す場合、之に修繕費を加へていふ

番號	用語	説明
114	賃家	<p>場合、更に家具什器に要する費用をも含めていふ場合があり、光熱費・交通費等までも含める場合があり、その内容は必ずしも一定しない。</p> <p>從來我國内閣統計局の発表してゐる家計調査報告に於ては住居費中に家賃・住宅修繕費・水道費・家具什器及設備費を含めて居り、之によれば家計費に對する住居費の比率は給料生活者平均は 15 %、労務者平均は 13 %程度となつてゐるが、大都市に於ては概してこの割合は高い。</p> <p>賃貸用の住宅。借主側から見て借家とも呼ばれる。</p> <p>之に對して家屋の所有者が自ら居住してゐる住宅を持家又は自蒙といふ。</p> <p>古くは他人の土地並に住家[*]を借りて住むを店借といひ、路地[*]内の店借を裏店借、表通りの店借を表店借といひ、その住家をそれぞれ裏店・表店と稱した。</p> <p>地借人・裏店借人・表店借人とともに貸主より見て店子といふ。</p>
115	賃與住宅	國・公共團體が官公吏に對し、又會社・工場等がその被儲者に對して通常無料又は小額の負擔を課して賃與する住宅。
116	分譲住宅	<p>官舍・公舎・社宅等が之に該當する。</p> <p>居住しつゝ一定の期間一定の割賦額を繼續的に支拂ふことにより、その所有權の譲渡を受ける住宅。</p> <p>通常 15 年乃至 20 年程度の月賦支拂であつて、その額は家賃程度である。</p> <p>元來は一團地住宅を分ち譲渡するといふ意味であつたが、轉じて上述の如き意味となつた。現在では一團地住宅を會社工場等に一括して割賦で譲渡することを「一括分譲」等ともいふ。</p>
117	住宅組合	組合員に住宅を供給することを目的とする組合。

番號	用語	説明
118	住宅營團	<p>住宅組合法は住宅用地の取得・造成若は借受、又は組合員に對する貸付若は譲渡及住宅の建設又は購入をなすことを得る法人であり、組合員は 7 人以上を要することとなつてゐる。而して住宅組合の供給する住宅は原則として 1 戸につき各階の床面積合計 50 坪を超えることは許されないが、免稅其の他の特典を有し、又事業資金として大藏省預金部資金の融通を受け得る等の便宜を與へられてゐる。</p> <p>住宅組合法又は產業組合法に依らず、無盡の方法によつて住宅を供給する相互住宅組合なるものが一時流行したが、これは一種の住宅金融の方便に過ぎず、住宅組合法による住宅組合とは異なるものである。</p> <p>住宅營團法（昭和 16 年法律第 46 號）に基いて労務者その他庶民の住宅の供給を圖ることを目的として設立された特殊法人。</p> <p>資本金は 1 億圓で政府が全額出資し、更に拝込資本金の 10 倍を限り住宅債券を發行することを許されてゐる。</p> <p>住宅營團の行ふ事業は 1) 住宅の建設及經營 2) 住宅の建設及經營の受託 3) 一團地住宅の建設又は經營の場合に於ける水道・乗合自動車・市場・浴場・保育所・授産場・集會所・其の他施設の建設及經營 4) 住宅建設のためにする資金の貸付 5) 住宅の賣買及貸借の仲介 6) 前記の業務に附帶する事業となつてゐる。</p> <p>尙朝鮮には朝鮮住宅營團令が公布され、同令に基き資本金 800 萬圓の朝鮮住宅營團が設立され、臺灣にも同様臺灣住宅營團令に基き資本金 300 萬圓の臺灣住宅營團が設立されてゐる。</p>
119	住宅會社	<p>住宅の建設及び經營を目的とする會社。</p> <p>川崎住宅株式會社・滿洲房產株式會社・華北房產株式會社等が此の例である。住宅會社に似てゐるが性質を異にするものに住宅金融を目的とする會社があり、關東大震火災の直後設</p>

番號	用語	説明
120	賃家組合	<p>立された復興建築助成株式會社はその例である。</p> <p>貸家組合法（昭和16年法律第47号）に基き組合員に對し貸家の供給を圓滑ならしめ、及組合員の貸家の經營の適正を圖ることを目的として設立される組合。</p> <p>貸家組合は原則として貸家の所有者及び貸家の所有者に非ずして貸家の經營を爲す者を以て組織されるが、この外貸家と爲す目的を以て家屋の建設を行はんとする者は組合に加入することが出來ることになつてゐる。</p> <p>組合の行ふ事業は 1) 組合員の貸家の建設に必要な土地及資材の取得その他貸家の建設に關する共同施設 2) 組合員の貸家の賃料の取立・修繕・其の他貸家の經營に關する共同施設 3) 組合員の貸家に關する斡旋所の設置 4) 組合員の貸家の賃料條件其の他貸家の經營に關する統制 5) 組合員の貸家の建設及び經營に關する指導・研究・調査・其の他組合の目的を達するに必要な事業である。</p>
121	公營住宅	<p>主として地方團體の建設經營する住宅。</p> <p>我國に於て相當大規模に建設された例としては第1次歐洲大戰當時主として大都市地方に於ける住宅難の緩和策として、市が國の低利資金融通を得て市營住宅を建設し市民に供給したもののが挙げられる。</p> <p>國又は地方團體が自ら住宅の經營を行はず、特別の公益法人を設けて行はしむる場合もあり、その性質・目的に於ては公營住宅と變りがないがこれ等を包括して公益住宅と呼ぶのが普通である。尙公益住宅には住宅組合法等に依る住宅組合によつて供給される住宅を含める場合もある。</p>
122	労務者住宅	<p>工場・鐵山等の労務者のための住宅。</p> <p>生産力擴充計畫に伴ひ、昭和14年度以降 その建設が勧奨され、原則として労務者を使用する會社工場が一定規模の住宅並に寄宿舎* を建設する場合、統制資材の斡旋及低利資金の</p>

番號	用語	説明
123	労務者住宅建設損失補償制度	<p>融通等の便宜が與へられた。</p> <p>特別の場合にはこれら會社工場の共同出資に依り設立された住宅會社・其の他の住宅會社・公益法人・公共團體等も建設主體となる事を認められた。最後のものに對しては労務者住宅建設損失補償制度* の適用がある。</p> <p>公共團體に労務者住宅の建設を勧奨するため、その建設によつて將來損失を蒙つた場合政府が之を補償する制度。</p> <p>昭和14年4月13日厚生省告示に依り道府縣六大都市その他政府の承認を受けた公共團體が軍需並に生産力擴充產業及その附帶產業に從事する労務者のため、昭和14年度以降2ヶ年度間（其の後期間は延長された）に住宅を建設し、之を經營することに依り損失を蒙つた場合、その建設費總額の2分の1を限度とし、總額1,500萬圓を限り、その損失額の2分の1に相當する金額を補給される制度が定められた。</p>

索引

註、字音假名遣ニヨル五十音順、●印ハ見出語

アノ部	オノ部
アキカシヤリツ……(空貸家率) 97	オクカイ……(屋階) 16
アキジュウコリツ……(空住戸率) 97	オクシキチ……(奥敷地) 78
●アキヤ……(空家) 96	オモテダナ……(表店) 114
●アキヤリツ……(空家率) 97	オモテナガヤ……(表長屋) 31
アパート…… 11	
イノ部	カノ部
●イエ……(家) 3	ガイカク……(荷廊) 73
●イチク……(移築) 26	●ガイタ……(街區) 73
イチダンジユウタクチ…… (一團住宅地) 57	●ガイクシユウダン……(街區集團) 75
イツコダテジユウタグ…… (一戸建住宅) 8	ガイクヒロバ……(街區廣場) 86
イナカマ……(田舎間) 49	ガイクリリ……(街區割) 72
●イリコミロ……(入込路) 68	ガイコウジユウタクチ…… (外郊住宅地) 58
ウノ部	●カイホウブンリシキケンチク…… (開放分離式建築) 76
ウラシキチ……(裏敷地) 78	●カオク……(家屋) {12 13
ウラダナ……(裏店) 114	カイタイイチク……(解體移築) 26
●ウラナガヤ……(裏長屋) 31	●カイチク……(政策) 24
エノ部	●カイメンセキ……(階面積) 19
●エイセイトシ……(衛星都市) 54	●カイモドシケン……(買戻權) 112
●エゾウブツ……(營造物) 15	●カオクタイヨウネンゲン…… (家屋耐用年限) 105
	カクチ……(割地) 78
	カクチワリ……(割也割) 72

カサク……(家作) 12	●キヨジユウブメンセキ…… (居住部面積) 42
カサネダテ……(重ね建) 10	●キヨジユウミツド……(居住密度) 50
カサンジードルソク…… (家産ジードルソク) 55	●キヨジユウメンセキ……(居住面積) 41
カジサギヨウブメンセキ…… (家事作業部面積) 42	●キヨジユウメシリツ……(居住面率) 52
●カシヤ……(貸家) 114	キヨシンシツ……(居寢室) 43
●カシヤクミアイ……(貸家組合) 120	キンコウジユウタクチ…… (近郊住宅地) 58
●カセツジユウタク……(假設住宅) 36	●キンリシコウエン……(近隣公園) 85
カドシキチ……(角敷地) 78	●キンリンチタンイ……(近隣地單位) 56
カミツ……(過密) 63	
●カンイシユクハクジョ…… (簡易宿泊所) 35	
カンシャヤ……(官舍) 115	
●カンセンガイロ……(幹線街路) 64	
キノ部	
●キキヨウシキ……(起居様式) 45	ケイザイタイヨウネンゲン…… (經濟耐用年限) 105
●キシユクシャ……(寄宿舍) 29	ケイザイテキジユウタクナン…… (經濟的住宅難) 95
キチシャド……(木質宿) 35	●ゲシユクヤ……(下宿屋) 30
●キユウヨジユウタク……(給與住宅) 115	ゲンジツチントイカカク…… (現實的賃貸價格) 98
●キヨウドウシセツ……(共同施設) 89	ケンセツブツ……(建設物) 13
●キヨウドウジユウタク…(共同住宅) 11	ケンゾウブツ……(建造物) 13
キヨウドウシユクシャ…(共同宿舍) 29	●ケンチクセン……(建築線) 69
キヨウドウダテ……(共同建) 10	●ケンチクヒ……(建築費) 101
キヨウマ……(京間) 49	ケンチクヒロバ……(建築廣場) 86
ギヨウムチ……(業務地) 57	ケンチクブツ……(建築物) 13
キヨシツ……(居室) 43	ケンチクメンセキ……(建築面積) 20
●キヨジユウシツ……(居住室) 43	●ケンベイリツ……(建蔽率) 81
キヨジユウチ……(居住地) 57	●ケシリキン……(権利金) 111

<u>コノ部</u>	
● コ.....(戸)	4
● コウエイジュウタク.....(公営住宅)	121
コウエキジュウタク.....(公益住宅)	121
● コウガイジュウタクチ.....(郊外住宅地)	58
● コウキョウシセツ.....(公共施設)	88
● コウサクブツ.....(工作物)	14
コウシャ.....(公舎)	115
コウジョウジードルンク.....(工場ジードルンク)	55
コウセイウンドウシセツ.....(厚生運動施設)	90
コウセイジギヨウシセツ.....(厚生事業施設)	90
● コウセイシセツ.....(厚生施設)	90
コウゾウタイヤウネンゲン.....(構造耐用年限)	105
コウツウヒロバ.....(交通廣場)	86
● コクミンジュウキヨ.....(國民住居)	39
ココウ.....(戸口)	4
コシユ.....(戸主)	4
<u>サノ部</u>	
● サイエンジュウタクチ.....(菜園住宅地)	60
サイエンツキジードルンク.....(菜園付ジードルンク)	{55 60}
● サイチク.....(再築)	25
<u>シノ部</u>	
ジカ.....(自家)	114
● シキキン.....(敷金)	110
● シキチ.....(敷地)	78
● シキチワリ.....(敷地割)	72
シツテキジュウタクナン.....(質的住宅難)	95
● ジドウコウエン.....(兒童公園)	34
● ジードルンク.....	55
シヤクヤ.....(借家)	114
シヤタク.....(社宅)	115
ジュウカ.....(住家)	{2 13}
● ジュウキヨ.....(住居)	1
● ジュウキヨカントクセイド.....(住居監督制度)	94
● ジュウキヨケイシキ.....(住居形式)	46
ジュウキヨケンチクブツ.....(住居建築物)	2
ジュウキヨシセツ.....(住居施設)	1
● ジュウキヨスイジュン.....(住居水準)	38
ジュウキヨチイキ.....(住居地域)	57
● ジュウキヨヒ.....(住居費)	113
● ジュウキヨヒヨウジュン.....(住居標準)	37
● ジュウキヨホウ.....(住居法)	93
● ジュウコ.....(住戸)	3
● シュウゴウジュウタク.....(集合住宅)	10
● ジュウコノカイホウケイシキ.....(住戸の開放型式)	47
● ジュウコミツド.....(住戸密度)	62
ジュウシツ.....(住室)	5
● シュウシンミツド.....(就寝密度)	51
● ジュウタク.....(住宅)	2
● ジュウタクエイダン.....(住宅營團)	118

<u>ソノ部</u>	
● ジュウタクカイシヤ.....(住宅會社)	119
● ジュウタクミアイ.....(住宅組合)	117
● ジュウタクセイサク.....(住宅政策)	92
● ジュウタクチ.....(住宅地)	57
● ジュウタクナン.....(住宅難)	59
● ジュウタクモンダイ.....(住宅問題)	91
● ジュウタクロ.....(住宅路)	65
● シュウゼンヒ.....(修繕費)	107
● ジュウチ.....(自由地)	83
ジュウメンリツ.....(住面率)	52
シユタイケンチタヒ...(主體建築費)	101
シユタイコウジヒ...(主體工事費)	101
ジユンジュウコ.....(準住戸)	5
ショウジュウコ.....(小住戸)	5
● ショクサイチ.....(植栽地)	87
● ジンコウミツド.....(人口密度)	61
● シンチタ.....(新築)	22
<u>ヌノ部</u>	
● スイジバツキイマ...(炊事場附居間)	44
<u>セノ部</u>	
● セイカツサイショウゲンジュウキヨ.....(生活最小限住居)	40
● セタイジュウタク.....(世帯住宅)	28
ゼツタイテキジュウタクナン.....(絶對的住宅難)	95
センヨウジュウコ.....(専用住戸)	6
センヨウジュウタク.....(専用住宅)	6
<u>チノ部</u>	
チカイ.....(地階)	16
● デダイ.....(地代)	109
チユウカンカイ.....(中間階)	16
チユウカンジュウコ.....(中間住戸)	9
● チユウクウガイク.....(中空街區)	74
チユウジュウコ.....(中住戸)	5
● テンタイカカク.....(賃貸價格)	98
● チュウニカイ.....(中二階)	17

<u>ツ</u> ノ部	<u>ハ</u> ノ部
ツキヌケシキチ………(突抜敷地) 78	ハシシキチ………(端敷地) 78
ツケガシ………(附貸) 108	ハシジュウコ………(端仕戸) 9
<u>テ</u> ノ部	●ハダカガシ………(裸貸) 108
●テキセイヤチン………(適正家賃) 100	ハンバ………(飯場) 36
●デンエンジユウタクチ(田園住宅地) 59	<u>ヒ</u> ノ部
●デンエントシ………(田園都市) 53	ヒキカタイチク………(曳方移築) 26
<u>ト</u> ノ部	ヒヨウティンタイカカク………(評定賃貸價格) 98
●ドクリツジユウタク………(独立住宅) 8	ヒヨウジュンマ………(標準間) 49
●トチクカクセイリ…(土地區劃整理) 71	●ヒロバ………(廣場) 86
●トンネルナガヤ………(トンネル長屋) 33	ヒロマシキキヨウドウジユウタク…(廣間式共同住宅) 11
<u>ナ</u> ノ部	<u>フ</u> ノ部
ナカシキチ………(中敷地) 78	●フクロジ………(袋路) 67
ナカマ………(中間) 49	フタイコウジ………(附帶工事) 102
ナガヤ………(長屋) 9	フタイコウジヒ………(附帶工事費) 101
ナガヤダテ………(長屋建) 9	●フタイセツビ………(附帶設備) 102
<u>ヌ</u> ノ部	フザイジユウカ………(不在住家) 96
ヌケウラ………(抜裏) 66	フズイシセツ………(附隨施設) 1
ヌケロジ………(拔路地) 66	フゾクコウジ………(附屬工事) 102
<u>ノ</u> ノ部	フゾクコウジヒ………(附屬工事費) 101
ノベツボ………(延坪) 21	フゾクセツビ………(附屬設備) 102
●ノベメンセキ………(延面積) 21	フゾクセツビヒ………(附屬設備費) 101

●ブンジョウジユウタク…(分譲住宅) 116	●ヤナミセン………(家並線) 70
<u>ヘ</u> ノ部	<u>ユ</u> ノ部
●ヘイソクレンズクシキケンチク………(閉塞連鎖式建築) 77	●ユカメンセキ………(床面積) 18
●ヘイメンノキジュンスンボウ………(平面の基準寸法) 49	<u>リ</u> ノ部
ヘイヨウジユウコ………(併用住戸) 6	リョウテキジュウタクナン………(量的住宅難) 95
●ヘイヨウジユウタク………(併用住宅) 6	リヨカン………(旅館) 30
<u>ホ</u> ノ部	リヨクチ………(綠地) 83
ホジヨカソセンガイロ………(補助幹線街路) 64	<u>レ</u> ノ部
<u>マ</u> ノ部	●レンゾクジユウタク………(連續住宅) 9
●マドサキクウチ………(窓空空地) 82	<u>ロ</u> ノ部
●マドリクカタ………(間取區割) 48	ロウカシキキヨウドウジユウタク…(廊下式共同住宅) 11
<u>ミ</u> ノ部	●ロウムシャジユウタク………(労務者住宅) 122
●ミツジユウ………(密住) 63	●ロウムシャジユウタクケンセツソンシツホシヨウセイド………(労務者住宅建設損失補償制度) 123
●ミンカ………(民家) 27	●ロジ………(路地) 66
<u>ム</u> ノ部	●ムネワリナガヤ………(棟割長屋) 32
<u>モ</u> ノ部	モチャ………(持家) 114
●ヤチソ………(家質) 99	<u>ヤ</u> ノ部
●ヤチングンソンリツ…(家質減損率) 106	

外國語索引

アルファベット順

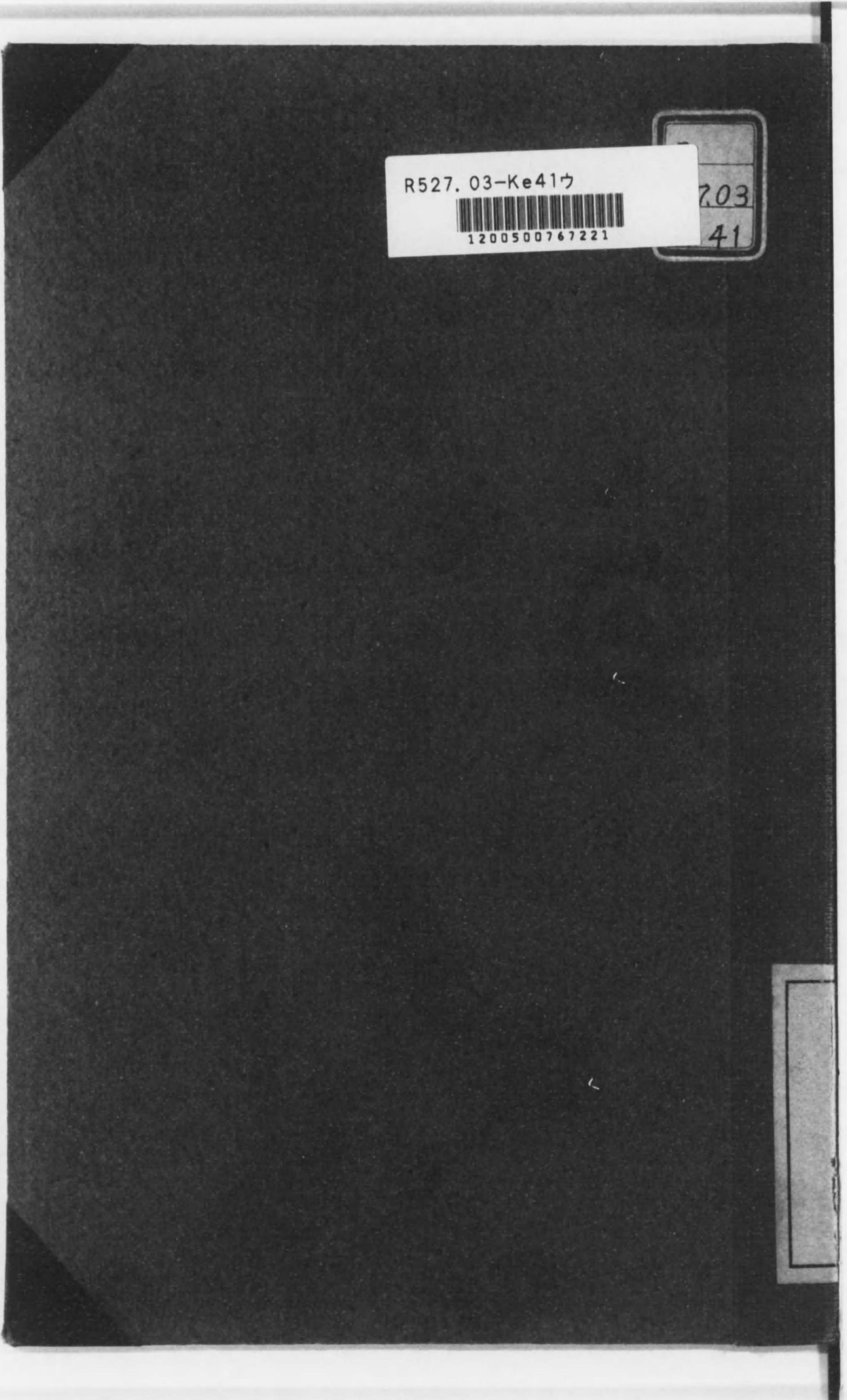
Baufluchtlinie (獨).....	(建築線) 69
Building Line (英).....	(建築線) 69
Block (英).....	(街区) 73
Cul-de-sac (佛).....	(袋路) 67
Freifläche (獨).....	(自由地) 83
Garden City (英).....	(田園都市) 53
Garden Suburb (英).....	(田園住宅地) 59
Geschlossene Bauweise (獨).....	(閉塞連續式建築) 77
Green (英).....	(植物地) 87
Grünfläche (獨).....	(植物地) 87
Heimstättensiedlung (獨).....	(家產ジードルンク) 55
Housing Act (英).....	(住居法) 93
Kleinsiedlung (獨).....	(菜園付ジードルンク) 55
Lot (英).....	(敷地) 78
Neighbourhood Unit (英).....	(近隣地単位) 56
Offene Bauweise (獨).....	(開放分離式建築) 76
Open Space (英).....	(自由地) 83
Road-bay (英).....	(入込路) 68
Slum (英).....	(細民街) 34
Satellite Town (英).....	(衛星都市) 54
Siedlung (獨).....	(ジードルンク) 55
Super-block (英).....	(街區集團) 75
Werksiedlung (獨).....	(工場ジードルンク) 55
Wirtschaftsfläche (獨).....	(家事作業部面積) 42
Wohnfläche (獨).....	(居住部面積) 42
Wohnküche (獨).....	(炊事場付居間) 44
Wohnung für Existenzminimum (獨).....	(生活最小限住居) 40

(非賣品)

昭和18年5月1日

社團法人建築學會

東京市京橋區銀座西3丁目1番地
電話京橋 1232、1238番



終